

新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領

平成30年1月22日

教委要領第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱（平成30年教委要綱第1号。以下「要綱」という。）に規定する就学援助の種類のうち、新入学児童生徒学用品費の入学前支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学前支給)

第2条 相楽東部広域連合立学校設置条例（平成21年条例第9号）に規定する小学校に入学を予定している入学予定者（以下「新小学1年生」という。）の保護者及び中学校に入学を予定している小学6年生（以下「新中学1年生」という。）の保護者に対し、要綱第4条第1項に掲げるもののうち、第5号の新入学児童生徒学用品費を入学する前年度中に支給（以下「入学前支給」という。）することができる。

(申請)

第3条 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けようとする新小学1年生の保護者は、新入学児童生徒学用品費入学前支給申請書（様式第1号）を別に定める期日までに提出しなければならない。ただし、特別な理由があると相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める場合は、この限りでない。

(通知)

第4条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の可否を決定し、保護者及び学校長に通知する。

(支給方法)

第5条 前条の通知をした保護者のうち、支給の決定を通知した保護者に対しては、要綱第8条を適用する。

(支給額)

第6条 新入学児童生徒学用品費の支給額は、要綱の別表に定める額とする。ただし、笠置町、和束町及び南山城村以外の市町村から転入してきた入学予定者の保護者の場合は、当該市町村での就学援助の受給の有無等を照会し、支給額を調整するものとする。

(返還)

第7条 新小学1年生及び新中学1年生が本連合立の学校に入学しない場合は、新入学児童生徒学用品費の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年要領第1号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年要領第2号）

この要領は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 教育長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名 ⑩

電 話 — —

新入学児童生徒学用品費入学前支給申請書

新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領第 3 条の規定に基づき、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給を申請します。

記

1 申請額 円

2 児童名等

氏 名	生 年 月 日	入学予定の小学校名	備 考
	年 月 日		
	年 月 日		